

「クリーンガイドブック」広告掲載基準

(趣旨)

1 この基準は、「クリーンガイドブック」広告掲載要綱第2条に規定する基準として定めるものである。

(一般的基準)

2 クリーンガイドブックに掲載する広告は、社会的に信用度が高いものであり、読者の誤解を招いたり、読者に混乱を与えたりするものであってはならない。

(規則業種又は業者)

3 次に掲げる業種又は業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定により、風俗営業と規定されている業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 現在又は前身が暴力団若しくはこれに類する組織又はそれらの関連企業
- (4) たばこ、その他市民の健康上、好ましくないと思われるもの
- (5) 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）等に抵触する業種
- (6) 消費者金融
- (7) 商品先物取引に関する業種
- (8) 市税等の滞納がある業者
- (9) その他、広告として掲載することが不相当であると認められるもの

(掲載基準)

4 次の各号に定めるものは、クリーンガイドブックに掲載しないものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの
 - イ 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するもの
 - ウ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 宗教団体による布教活動を目的としたもの
 - オ 非科学的又は迷信に類するもので、読者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - カ 国内世論が大きく分かれているもの
 - キ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - ク 個人の慶弔に関するもの
 - ケ 肖像権、著作権又はパブリシティ権を侵害しているもの
 - コ 市の広報事業の円滑な遂行に支障をきたすもの

- (2) 消費者保護の観点から、次のいずれかに該当するもの
- ア 大げさな表現や根拠のない表現（世界一、日本一、一番など）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現（今しかない、最後のチャンスなど）
 - ウ 人材広告募集であるもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種、商法又は商品
 - カ 責任の所在が明確でないもの
 - キ 広告の目的又は内容が明確でないもの
 - ク 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護又は人権の観点から、次のいずれかに該当するもの
- ア 広告の内容と無関係で必然性のない水着姿及び裸体姿。ただし、表示する必然性がある場合には、その都度、適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定又は助長するようなもの
 - ウ 残虐な描写・善良な風俗に反するような表現
 - エ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(広告表示内容に関する個別の基準)

5 掲載する広告の表示内容は、次の事項に留意するものとする。また、広告の内容やデザインが、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、クリーンガイドブックの品位を損なうおそれがあるものは、掲載しない。

- (1) 表示について注意を要するもの
- ア 割引価格等の表示については、その根拠を明確に表示する。
 - イ 肖像権・著作権の使用については、無断使用がないか確認する。
 - ウ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示すること。特に電話番号は固定電話とし、携帯電話やPHS、電子メールアドレス等のみの表示は不可とする。
 - エ 広告掲載時に確定していないことは記載してはならない。

例：「～～の予定」等

- (2) 過度に鮮やかな模様、色彩を使用するもの
- (3) 配色、体裁が著しく違和感があるもの
- (4) 著しくデザイン性の劣るもの
- (5) 意味が不明なもの等、クリーンガイドブックの読者に不快感をを起こさせるもの
- (6) デザインが分かりづらい等、判断を迷わせるもの
- (7) 絵柄や文字が過密であるもの

附 則

この基準は、令和5年8月31日から施行する。